

# 山梨県公報

第千三百六十九号

平成十五年

三月二十七日

木曜日

## 目次

山梨県消費生活協同組合法施行規則第六条の規定による書類及び帳簿の様式を廃止する告示	一七七
保安林の指定の解除の予定	一七七
山梨県青果物規格条例の規定による青果物の出荷規格を廃止する告示	一七八
市町村道の改築に関する工事の完了	一七八
電線共同溝を整備すべき道路の指定	一七八
道路の路線名の変更	一七八
道路の供用開始	一七八
河川区域の指定	一七八
廃川敷地等の告示の一部改正(二件)	一七八
都市計画事業の事業計画の変更認可	一七八
県営土地改良事業計画の決定	一七九
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)	一七九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	一八〇
<b>教育委員会</b>	
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則	一八一
山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則	一八二
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一八二
山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則	一八二
山梨県立高等学校学則及び山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	一八三
庁中処務細則の一部を改正する訓令	一八三
山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	一八五
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	一八七

## 告示

山梨県指定有形文化財の指定	一八七
山梨県立峡北高等学校、山梨県立峡北農業高等学校及び山梨県立須玉商業高等学校に係る卒業証明書等に関する事務の委任	一八七
<b>公安委員会</b>	
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一八七
遊技機の型式の検定	一八七

### 山梨県告示第百六十八号

山梨県消費生活協同組合法施行規則第六条の規定による書類及び帳簿の様式(昭和二十五年山梨県告示第三百号)は、廃止する。  
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成十五年三月二十七日

- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡早川町大字湯島字白沢八二の一・八三の七(以上二筆について、次の図に示す部分に限る)
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- (次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百七十号

山梨県青果物規格条例の規定による青果物の出荷規格(昭和三十四年山梨県告示第六十八号)は、廃止する。  
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県告示第七十一号**

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	完 了 年 月 日
シルクライン	東八代郡豊富村大字高部字 明治六二一番の一地先から 同村大字木原字水上三八四 番の三地先まで	改 築	平成十五年三月三十一 日

**山梨県告示第七十二号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	河口湖富士線	南都留郡河口湖町小立一三三七番の二地先から 南都留郡河口湖町船津六七二三番の一九地先まで

**山梨県告示第七十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

整理番号	新旧の別	道路の種類	路 線 名	備 考

3		新	旧
		県道	県道
		甲府南アルプス線	甲府櫛形線

**山梨県告示第七十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	島上条宮久 保給見堂線	北巨摩郡双葉町大字大袋字松葉 四六四番地先から 北巨摩郡双葉町大字大袋字久保 入二二四六番の二地先まで	六二〇・〇	平成十五年 四月一日

**山梨県告示第七十五号**

富士川水系に係る指定区間の一級河川釜額川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

次の図面（第一号図から第五号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域

（図面省略）

**山梨県告示第七十六号**

一級河川下山北沢川に係る廃川敷地の告示（平成四年山梨県告示第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
四の廃川敷地等の種類及び数量中「六千八百八十八・九四平方メートル」を「六千九百三十六・六六平方メートル」に改める。

**山梨県告示第七十七号**

一級河川下北沢川に係る廃川敷地の告示（平成四年山梨県告示第四百七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

四の廃川敷地等の種類及び数量中「四千三百二十九・九七平方メートル」を「四千三百五十六・二九平方メートル」に改める。

**山梨県告示第七十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称  
昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

三 事業施行期間  
昭和六十二年三月三十一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成八年山梨県告示第四百八十六号及び平成十年山梨県告示第八十号の事業地に昭和町大字押越字中川瀬、字川瀬及び字下川瀬並びに大字紙漕阿原字天白上、字天白下及び字一町田の各全部と大字西条二区字姥川、大字西条新田字村北、大字押越字上河原、字曲淵西、字曲淵、字曲淵東、字曲淵前、字氏神、字東道田、字西道田、字天神河原、字箕作、字越乃、字寺西、字下村及び字殿屋敷、大字河東中島字道田及び字能の宮並びに大字紙漕阿原字上河原、字中河原及び字前田の各一部を加え、大字西条一区字清水及び字村前並びに大字西条二区字立石において事業地を各一部から全部に変更し、大字西条二区字下切、大字西条新田字村前並びに大字押越

字鎌田川端地内において事業地を変更する。  
2 使用の部分  
なし

**山梨県告示第七十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（富士北麓水源の里地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年三月二十八日から平成十五年四月二十四日まで

三 縦覧場所

道志村役場  
山中湖村役場

四 異議申立期間

平成十五年四月二十五日から平成十五年五月十二日まで

**公 告**

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年二月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 太田工務店

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見四千四百八十五番地七

3 代表者の氏名 太田實

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第五〇三四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社小野電気商会
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町加賀美千八百三十番地
  - 3 代表者の氏名 小野育也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第四五七八号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 龍王産業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町竜王二千百十一番地
  - 3 代表者の氏名 小宮山恒春
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第七六六号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 近藤設備
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡一宮町下矢作百七番地
  - 3 代表者の氏名 近藤和男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五三六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 中巨摩郡甲西町下宮地字本郷一四の五、一四の八、一四の九、一四の一〇、一四の一、一四の一二、一四の一三、一四の一四、一四の一五、一四の一六、一四の一七、一四の一八、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五及び二二の六
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲西町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町四千四百四十一番地 株式会社河村工務店 代表取締役 河村幹彦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東八代郡豊富村浅利字天神河原一〇〇三の二、一〇〇三の三、一〇〇三の四、一〇〇三の五、一〇〇三の六、一〇〇三の七、一〇〇三の八、一〇〇三の九、一〇〇三の一〇、一〇〇三の一一、一〇〇三の一二、一〇〇三の一三、一〇〇三の一四、一〇〇三の一五、一〇〇三の一七、一〇〇三の一八、一〇〇三の一九、一〇〇三の二〇、一〇〇三の二一、一〇〇三の二二、一〇〇三の二三、一〇〇三の二四、一〇〇三の二五、一〇〇三の二七、一〇〇三の二八、一〇〇三の二九、一〇〇三の三〇、一〇〇三の三一、一〇〇三の三二、一〇〇三の三三、一〇〇三の三四、一〇〇三の三五、一〇〇三の三六、一〇〇三の三七、一〇〇三の三八、一〇〇三の三九、一〇〇三の四〇、一〇〇三の四一、一〇〇三の四二、一〇〇三の四三、一〇〇三の四四、一〇〇三の四五、一〇〇三の四六、一〇〇三の四七、一〇〇三の四八、一〇〇三の四九、一〇〇三の五〇、一〇〇三の五一、一〇〇三の五二、一〇〇三の五三、一〇〇三の五四、一〇〇三の五五、一〇〇三の五六、一〇〇三の五七、一〇〇三の五八、一〇〇三の五九、一〇〇三の六〇、一〇〇三の六一、一〇〇三の六二、一〇〇三の六三、一〇〇三の六四、一〇〇三の六五、一〇〇三の六六、一〇〇三の六七、一〇〇三の六八、一〇〇三の六九、一〇〇三の七〇、一〇〇三の七一、一〇〇三の七二、一〇〇三の七三、一〇〇三の七四、一〇〇三の七五、一〇〇三の七六、一〇〇三の七七、一〇〇三の七八、一〇〇三の七九、一〇〇三の八〇、一〇〇三の八一、一〇〇三の八二、一〇〇三の八三、一〇〇三の八四、一〇〇三の八五、一〇〇三の八六、一〇〇三の八七、一〇〇三の八八、一〇〇三の八九、一〇〇三の九〇、一〇〇三の九一、一〇〇三の九二、一〇〇三の九三、一〇〇三の九四、一〇〇三の九五、一〇〇三の九六、一〇〇三の九七、一〇〇三の九八、一〇〇三の九九、一〇〇三の一〇〇

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 広場 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び豊富村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生三丁目八番十六号 協同組合山梨県不動産センター 代表理事 山寺正治

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「つかさどり」の下に「、施設管理監」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の部県教育委員会事務局技術職員の項中「課長補佐」の下に「室長補佐」を、「参事」の下に「、施設管理監」を加える。

（山梨県総合教育センター管理規則の一部改正）

**第二条** 山梨県総合教育センター管理規則 昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 教育指導部

二 研究開発部

別表教科研究研修部の項及び領域研究研修部の項を次のように改める。

教育指導部	一 教育センター所管事業の企画及び調整に関すること。 二 教職員研修に関すること。 三 校内研修及び自己研修の相談に関すること。
研究開発部	一 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び開発に関すること。 二 教育研究の相談に関すること。 三 教育情報の収集と発信に関すること。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

**第三条** 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十六号中「授業料」の下に「、入学金」を加える。

第十条第十二号中「、山梨県立青年の家」を削る。

第二十二條第二項中「必要に応じ」の下に「、施設管理監」を加える。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

**第四条** 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の

一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県立考古学博物館設置及び管理条例」を「山梨県立考古博物館設置及び管理条例」に改める。

第五条の見出し中「課長」を「課長等」に改め、同条の表以外の部分中「課長」の下に「及び所長等」を加え、同条の表の第二号中「教育職員」の下に「及び六月以内の期間の発掘調査事業に従事する作業員」を加え、同表に次のように加える。

七 地方公務員法第三条第三項第三号に規定する職として雇用する六月以内の期間の発掘調査事業に従事する作業員の決定に関すること。	埋蔵文化財センター次長
--	-------------

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第八号**

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 泷

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則(昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第九号**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 泷

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の

一部を次のように改正する。

第四条第二号中「特殊自動車運転作業手当」を「特殊自動車運転等作業手当」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第五条第一項中「、峡北農業高等学校」を削る。

第六条の見出しを「(特殊自動車運転等作業手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。

特殊自動車運転等作業手当は、北杜高等学校、農林高等学校、山梨園芸高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務し、次に掲げる作業に従事した技能労務職員(第一号に掲げる作業にあつては、主任技術員、技術員、主任技能員及び技能員に限る。)に対して支給する。

一 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表に定める大型自動車(以下この項において「大型自動車」という。)又は同表に定める大型特殊自動車の運転作業

二 大型自動車に添乗して行う児童又は生徒の介助及び安全確保のための作業

第七条から第九条までを削る。

第十条中「前三条に規定する」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(併給禁止)

**第八条** 給料の調整額を受ける職員には、特殊自動車運転等作業手当(第六条第一項第二号の作業に限る。)は、支給しない。

第十一条を第九条とする。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第十号**

山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 泷

山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則

(山梨県立考古博物館処務規程の一部改正)

**第一条** 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)の





附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
県 立 図 書 館  
県 立 美 術 館  
県 立 考 古 博 物 館  
県 立 文 学 館  
県 総 合 教 育 セ ン タ ー

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十七号様式を次のように改める。

## 時間外勤務等命令簿

平成 年 月分

所 属 担当 職 氏名

日 曜日	時間外勤務等 の予定時間 ----- 予定時間計	用務の具体的内容	リ-ダ- 等 経由印	時間外勤務等 の命令時間 ----- 命令時間計	命令印	勤 務 区 分					
						125	150	135	160	25	100
						100	100	100	100	100	100
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 ----- 時間 分							

注1： 時間外勤務等が長時間にわたる場合などに、途中で休憩を予定する又は休憩を与える場合は、休憩時間及び休憩時間数を記載し、予定時間計及び命令時間計には、休憩時間数を除いた時間数を記載すること。

注2： 算出の基礎となる勤務時間は、勤務の区分ごとに合計を算出のうえ、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てた時間数によるものであること。

区 分 別 時 間 外 累 計 時 間						
休日勤務 累 計 時 間						

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁中一般  
県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志村

洸

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とする。

別表第一4の項を削り、5の項を2の項とし、6の項から43の項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 志村

洸

有形文化財の部

建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧坂本家住宅	一棟	桁行一八・二メートル、梁間八・二メートル、一重切妻造、南面及び東面庇付、茅葺形鉄板葺	三富村	東山梨郡三富村川浦二六二番地	東山梨郡三富村徳和四二〇

附・棟札（「宝暦十一辛巳歳五月吉祥日」の記のあるもの）一枚

番地

● 山梨県立峡北高等学校、山梨県立峡北農業高等学校及び山梨県立須玉商業高等学校に係る卒業証明書等に関する事務の委任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第二項の規定により、山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第二十九号）による改正前の山梨県立学校設置条例（昭和三十一年山梨県条例第十八号）の規定による山梨県立峡北高等学校、山梨県立峡北農業高等学校及び山梨県立須玉商業高等学校に係る平成十五年四月一日以降の卒業証明書等に関する事務は、山梨県立北杜高等学校長に委任した。

平成十五年三月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年三月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「中巨摩郡八田村」を「南アルプス市」に改める。  
第十七条の七の表交通部運転免許課の項中「中巨摩郡八田村」を「南アルプス市」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年三月二十六日までとする。  
平成十五年三月二十七日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目六番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ラッキーボム	株式会社エイベックス	二四〇九九二
株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目六番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	シーパラダイス	株式会社エイベックス	二四〇九六四
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRマリンワール DN	株式会社藤商事	三〇〇〇一
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	アステカ リターンズ R	株式会社エレコ	二四一〇二三
株式会社エレコ 代表取締役	回胴式遊技機	リュウグ	株式会社	三四〇〇七

株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRくるんくるん	株式会社銀座	二〇〇九五四
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ヤジユウ	株式会社ロデオ	二四一〇〇六
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	チャンプルー3	株式会社パイオニア	二四〇一五四
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	シオマー ル30	株式会社パイオニア	二四〇二九五